（栄養塩類管理計画の軽微な変更）

第十三条　法第十二条の七第三項の環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　栄養塩類増加措置を実施する者の氏名又は名称の変更であつて、栄養塩類増加措置を実施する者の変更を伴わないもの

二　地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更

三　法第十二条の六第二項第六号に掲げる事項の変更

第十四条　（略）

附　則

この省令は、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

○防衛省令第三号

防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条の二第二項、防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十六条第六項、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十条の二第二項、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第四条第一項、防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）第百六十九条、行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令（平成十九年政令第二百六十八号）の規定に基づき、指定職俸給表の適用を受ける書記官その他の官職及びこれらに準ずる自衛官の官職を定める省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

防衛大臣　岸　信夫

指定職俸給表の適用を受ける書記官その他の官職及びこれらに準ずる自衛官の官職を定める省令等の一部を改正する省令

（指定職俸給表の適用を受ける書記官その他の官職及びこれらに準ずる自衛官の官職を定める省令の一部改正）

第一条　指定職俸給表の適用を受ける書記官その他の官職及びこれらに準ずる自衛官の官職を定める省令（昭和三十九年総理府令第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第三条第十一項の防衛省令で定める官職並びに第四条第一項及び第二項の防衛省令で定める官職は、官房長、防衛研究所長、自衛隊中央病院長及び次に掲げる官職のうち防衛大臣が定める官職とする。 一～三　［同上］ 四　呉地方総監、航空支援集団司令官及び航空自衛隊補給本部長 五～十　［同上］	防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第三条第十一項の防衛省令で定める官職並びに第四条第一項及び第二項の防衛省令で定める官職は、官房長、防衛研究所長、自衛隊中央病院長及び次に掲げる官職のうち防衛大臣が定める官職とする。 一～三　［略］ 四　呉地方総監及び航空自衛隊補給本部長 五～十　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（防衛省職員給与施行規則の一部改正）

第二条　防衛省職員給与施行規則（昭和四十四年総理府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定のように改める。

改正前	改正後
別表第二　行政職俸給表の適用を受ける事務官等級別定数表（第二条関係） イ　行政職俸給表(一)	**別表第二**　行政職俸給表の適用を受ける事務官等級別定数表（第二条関係） イ　行政職俸給表(一)

職務の級の区分 ＼ 組織の区分	十級	九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛省本省の内部部局	八人	二九人	五〇人	七〇人	一八七人	一二六人	二二六人	四四四人	八四人	四七人
防衛人事審議会			一							

職務の級の区分 ＼ 組織の区分	十級	九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛省本省の内部部局	八人	二九人	五〇人	六六人	一八五人	一二四人	二一七人	四六八人	六九人	四〇人
防衛人事審議会			一							